

和気鵜飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事
公募型プロポーザル仕様書（再公募）

1 事業名

和気鵜飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事

2 実施場所

- ・和気鵜飼谷温泉（和気町益原666-1）
- ・和気薬草園（和気町益原1489-11）

3 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日迄

ただし、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金（以下、「補助金」という。）の活用を見込んでいることから、補助対象経費に該当する工事内容の実施期間については、補助金の交付決定日以降に町が指定する日から令和8年2月28日までとするが、本事業の実施期間内での完了が困難であると見込まれる場合は、補助事業の執行団体と事業実施期間についての協議を行う。

4 提案上限金額

650,639,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※下記6事業内容に示す i)～iii) の合計

5 趣旨

本事業では、和気鵜飼谷温泉（以下、「本施設」という。）の避難所としての災害対応力を強化すると同時に、平時の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とし、本施設の省エネ改修と和気薬草園への再エネ設備等の導入を行う。

本事業は、和気町 地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（令和4年3月改定）の基本方針に位置付けている、公共施設の老朽化改修等に合わせた省エネ、再エネ設備の導入として実施するものである。

本施設は、災害発生時に、指定緊急避難所及び指定避難所として機能する地域の重要な防災施設であるため、本事業では災害時に自家消費可能な太陽光発電を導入し、避難所としての防災機能を強化すると同時に、平時には、太陽光発電電力を自家消費することで施設でのエネルギー起源CO2排出量の削減を可能とする設備の導入工事を行うにあたって、必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書に記載のない事項でも、事業の遂行上、当然必要となる事項については、受注者の責任において実施す

るものとする。

6 事業内容

下記工事に係る設計図書及び金抜き設計書のとおり

- i) 和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事（電気設備工事）
- ii) 和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事（機械設備工事）
- iii) 和気鶴飼谷温泉省エネ改修及び太陽光発電設備等導入工事（建築工事）

7 打合せ等

本業務を適切かつ円滑に実施するため、適宜、受注者は発注者及び本事業の施工監理を受託する者と事業内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。

8 工事完了後

請負者は、工事完了後に以下のものを和気町役場生活環境課に提出すること。

(ア) 完成図書（図面、仕様書等） 2部

(イ) 管理用図書 2部

- ・操作取扱要領及びその概要版
- ・不具合、損傷発生時の個別対応方針
- ・定期的な点検マニュアル
- ・機器別の必要な点検項目について、点検の効果及び重要性を取りまとめたもの
- ・点検の頻度及び費用
- ・その他管理において必要な事項

(ウ) 上記（ア）、（イ）のPDFデータを保存した電子媒体（CD-R等） 2部

9 完了検査

請負者は、工事完了後に竣工検査を受けること。また、補助金の補助対象経費に該当する工事内容の完了検査は令和8年2月28日までにを行うものとする。

10 成果品

請負者は、本工事の完了に伴い、工事に係る完成図書（図面、仕様書等）を提出すること。また、完成図書のほか、管理用図書には次についても取りまとめるものとする。

11 疑義

請負者は、事業実施に対し疑義が生じた場合は、発注者と協議し解決すること。

12 注意事項

- (1) 工事の実施にあたっては、発注者及び施工監理受託業者と十分協議し、工事を行うこと。
- (2) 本事業を遂行する上で取得した情報は厳重に管理するとともに、外部への漏洩については十分注意すること。その他必要なセキュリティ対策を講じること。

13 請負代金の支払い

請負代金は、本工事が竣工し、発注者が竣工の確認を行った後に、受注者に支払うものとする。また、補助金の補助対象経費に該当する代金の支払いは令和8年2月28日までにを行うものとする。

14 その他

この仕様書に記載されていない事項については、和気町と受注者の協議により決定する。